

令和2年定例会  
差別解消を目指す条例検討調査特別委員会  
説明資料

- 1 「人権が尊重される三重をつくる条例」および人権施策等について
- 2 「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定について

令和2年6月26日

医療保健部

環境生活部



# 1 「人権が尊重される三重をつくる条例」および人権施策等について

## 1 人権施策の体系

県においては、平成9年に制定された「人権が尊重される三重をつくる条例（以下「条例」）」の規定に基づき「三重県人権施策基本方針（以下「基本方針」）」を策定するとともに、その推進計画である「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（以下「行動プラン」）」を策定し、人権施策を総合的、体系的に推進しています。

### （1）条例制定までの経緯

平成2年3月に本県議会において、「人権県宣言」が全国に先駆けて決議されました。県においては、これを契機に「差別をなくす強調月間（11月11日～12月10日）」を創設して、県民の人権意識の高揚に向けた啓発活動を展開し、平成8年には、本県における人権教育・啓発の拠点施設として「三重県人権センター」を開設しました。

このような中、「世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に」、「人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現する」ことを目的に、平成9年に条例を制定しました。

### （2）条例の概要

この条例は、第2条において、県の責務を定め、人権施策に対する県の積極的な姿勢を示すとともに、第3条において「県民等は、自らの人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。」として、県民等の責務を明らかにしています。

また、第5条において「三重県人権施策審議会」の意見を聴き、議会の議決を経て、「人権施策基本方針」を定める旨を規定しています。

なお、本条例は、平成12年に国が定めた「人権教育啓発推進法」に先んじて制定されており、同様の条例は12都府県（東京都、大阪府、栃木県、福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県、佐賀県、大分県）で定められています。また、県内市町においても28市町が人権条例を制定しています。

### （3）基本方針の概要

基本方針は、条例第5条の規定に基づき平成11年に初めて策定し、その後の人権をめぐる社会情勢の変化等をふまえ、平成18年に第一次改定、平成27年に第二次改定を行いました。

現行の基本方針においては、「基本理念」を定めるとともに、「人権施策」を4つの施策分野に体系づけ、具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定することを定めています。

#### (4) 行動プランの概要

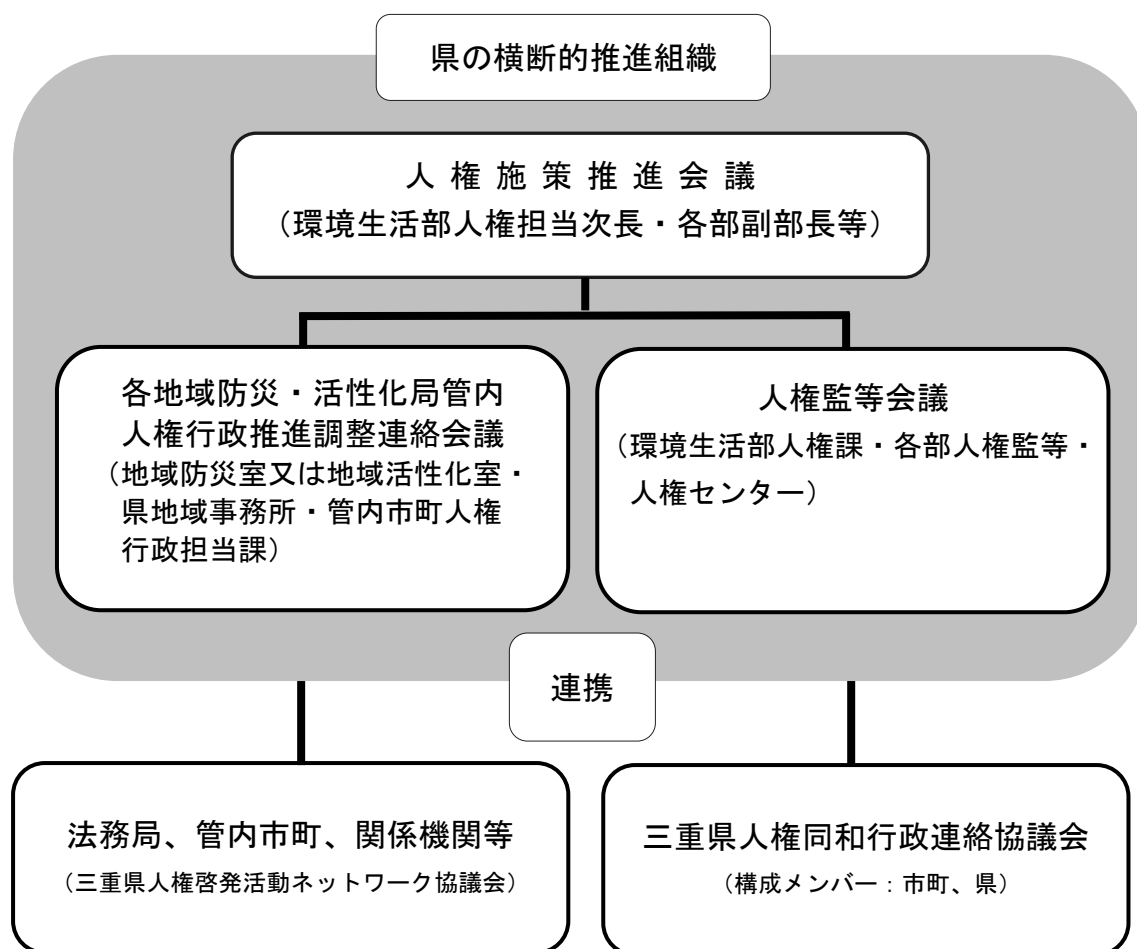
行動プランは、平成 18 年に行った基本方針の第一次改定の際に、さまざまな主体とともに人権施策を推進してこたための「しくみ」として策定することとしました。現行の行動プランは、第四次の計画であり、令和 2 年から 5 年までを計画期間としています。

基本方針で定めた施策体系に沿って、具体的な事業や取組を整理して進捗管理を行うとともに、各年度の施策の実施状況を「年次報告」としてまとめ、県人権施策審議会および県議会に報告した後、県ホームページで公表しています。

#### 【人権施策の推進体制】

県の各部局が所管する人権課題にかかる個別の事業や取組を、基本方針に定める施策体系に沿って有機的に位置づけ、庁内の横断的推進組織（人権施策推進会議、人権監等会議等）において進捗管理（計画、評価）を行うことにより、人権施策を総合的に推進しています。

また、さまざまな主体との連携を進める上で重要なパートナーとなる市町についても、啓発等でネットワークを形成するとともに、毎年、訪問調査を実施し意見交換を行うなど、人権施策の全県的な推進に努めています。



## 2 人権施策の主な実施状況

### (1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

県民一人ひとり、企業、住民組織、NPO等の団体、行政等が協働し、人権が尊重されるまちづくりを主体的に進められるよう、人権のまちづくりの基本研修の実施や、県内の取組事例の紹介等を行うとともに、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進しています。

多様な主体で取り組む機運の醸成を図り、「誰一人として取り残さない」SDGsの理念をふまえた「多様性を認め合い、深い包容力を持つ、持続可能な社会」の実現をめざします。

### (2) 人権意識の高揚のための施策

県人権センターを拠点として、県民一人ひとりの人権意識の高揚をめざした人権啓発を、市町をはじめとした、さまざまな主体と連携して実施しています。感性に訴える啓発や県民参加型の啓発など、広報媒体や手法を工夫して、効果的な啓発を推進していきます。

また、学校、家庭、職場等、地域社会のあらゆる場で、生涯を通じ、発達段階や職業に応じて、人権教育を実施しています。学校教育においては、人権教育カリキュラムに基づき、教育活動全体を通じて、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを進めるとともに、学校、家庭、地域が連携し、子どもの人権意識や自尊感情の向上を図る人権尊重の地域づくりに取り組んでいます。

### (3) 人権擁護と救済のための施策

個別の人権課題にかかる相談窓口において、各課題に応じた相談対応を実施するとともに、県人権センターに人権相談窓口を設け、さまざまな人権相談に対応しています。多様化する相談内容に対応するため、関係機関による情報共有の場を設けるなど、相互の連携を支援するとともに、相談員の資質向上をめざした研修会を開催し、人材育成を支援しています。

また、人権侵害を受けた被害者に対して、救済制度の周知を行うとともに、早期の適切な対応に努めています。近年課題となっているインターネット上の人権侵害に関しては、国の人権擁護機関と連携を図るとともに、実効性のある人権救済等に関する法制度の早期確立を、国に要望しています。

### (4) 人権課題のための施策（主なもの）

#### ① 同和問題（部落差別）

同和問題にかかる差別意識や偏見の解消に向けて人権啓発、教育に取り組んできましたが、結婚や不動産取引の場面で、依然として身元調査や土地調査という形で顕在化しており、より一層の取組が必要です。

また、「部落差別の解消の推進に関する法律」において、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とされているように、インターネット上の悪質な差別書込みも発生しています。これに対して、ネットモニタリング事業を実施し、早期の拡大防止に努めていますが、実効性ある法制度の整備が必要となっています。

## ② 女性

県民一人ひとりが、性別に関わらず、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向け、女性の活躍推進や政策、方針決定過程への男女共同参画の推進等に取り組んでいます。

また、ストーカー行為やDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する法整備に伴い、相談体制の整備や被害者の保護、自立支援等の取組を進めています。

さらに、性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ窓口「みえ性犯罪暴力支援センターよりこ」を設置し、相談対応や関係機関との連携取組を実施し、相談者の心身の早期回復のための支援を行っています。

## ③ 外国人

外国人住民の増加に伴い、教育、医療、就労、防災等のさまざまな場面で課題が複雑化、多様化していることから、外国人住民の生活上の相談窓口「みえ外国人相談サポートセンター（M i e C o）」を設置し、地域社会の一員として地域づくりに積極的に参加してもらえよう支援を行っています。

なお、就職や入居等の場面で、外国人に対する差別意識が見られることから、県民に対して差別解消のための啓発、教育に取り組んでいます。

また、ヘイトスピーチ解消法の制定に伴い、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた啓発、教育に取り組んでいます。

## ④ 患者等（患者の権利、H I V感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者等）

H I V感染症、エイズ、ハンセン病、難病等に関する正しい知識の普及啓発や相談体制の充実等の取組を進めるとともに、患者への偏見や差別の解消を図っています。また、ハンセン病元患者の名誉回復を図るための啓発事業も実施しています。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、患者やその家族、医療従事者等への差別や偏見、人権侵害が発生していることから、県民に対して冷静な行動を呼びかけるとともに、啓発、教育を推進していきます。

## ⑤ インターネットによる人権侵害

インターネット上で、個人等に対する誹謗中傷や、差別を助長、扇動する内容の書き込みが発生しており、その対応が喫緊の課題となっています。

県においては、さまざまな主体と協働してネットモニタリングを実施し、差別的な書込みの早期把握と削除対応に取り組んでいますが、表現の自由との兼ね合いで削除されないケースも多いことから、国に対して法的措置等を含めた実効性のある対策を講じるよう要望しています。

また、インターネットのルール、モラルに関する啓発、教育を進めるとともに、ネットモニタリングにかかる人材育成等の体制強化に努めます。

#### ⑥ さまざまな人権課題（性的指向・性自認に関する人権）

多様な性指向や性自認について、社会の理解不足による差別や偏見があることから、県内部でも職員向けガイドラインを作成し、職員研修等を実施するとともに、広く県民に対して啓発、教育を推進しています。

また、県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、LGBT電話相談を実施し、支援を行っています。さらに今後、多様な性指向、性自認に関する新たな条例の制定に取り組んでいきます。

#### 【添付資料】

- 資料1 「人権県宣言」に関する決議
- 資料2 三重県人権センター条例（抜粋）
- 資料3 人権が尊重される三重をつくる条例
- 資料4 「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の施策体系
- 資料5 人権相談分野別件数（三重県人権センター集計分）
- 資料6 人権相談ネットワーク構成機関
- 資料7 人権に関する組織体制

#### 【参考資料】

「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」の制定に向けた検討について

#### 【添付冊子】

- 別冊1 三重県人権施策基本方針（第二次改定）
- 別冊2 第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン
- 別冊3 2019（令和元）年度版 第三次人権が尊重される三重をつくる行動プラン  
年次報告書





## 「人権県宣言」に関する決議

民主的で平和な社会をつくるためには、あらゆる差別を撤廃し、すべての人々の人権が尊重されることが必要かつ不可欠である。

しかしながら、我が国における人権侵害は、今なお依然として存在しており、この問題を解決することは国民的緊急課題である。

よって、本県議会は、「人権県宣言」を行い、あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される明るく住みよい地域社会の実現を期する。

以上、決議する。

平成2年3月23日 三重県議会

## 三重県人権センター条例（抜粋）

平成8年10月11日 三重県条例第33号

（設置）

第一条 あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現を図るため、三重県人権センター（以下「センター」という。）を津市に設置する。

（事業）

第二条 センターにおいては、次の事業を行う。

- 一 同和問題を始めとする人権に係る問題（以下「人権問題」という。）に関する啓発及び研修を行うこと。
- 二 人権問題に関する市町等の啓発活動の充実を図るための指導助成を行うこと。
- 三 人権問題に関する相談を行うこと。
- 四 人権問題に関する調査研究を行うこと。
- 五 展示室、図書室及び多目的ホールを利用に供すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な事業

第三条 ～ 第十条（略）

### 【三重県人権センターの取組状況（令和元年度）】

利用者数 （展示室）8,351人 （図書室）3,647人、（多目的ホール）16,761人

団体見学件数 66件、多目的ホール利用数 76回

主要事業 人権フォトコンテスト、街頭啓発、スポーツ組織と連携した啓発、商業施設等での移動啓発、人権メッセージの発信、人権ポスターの作成、県民人権講座等の開催、隣保事業への支援、人権相談ネットワーク会議、相談員スキルアップ研修、インターネット上の差別事象のモニタリングと人材育成講座の開催

## 人権が尊重される三重をつくる条例

平成9年7月1日 三重県条例第51号

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。

こうした世界人権宣言及び日本国憲法の理念の下に、私たち三重県民は、人権県宣言の趣旨にのっとり、不当な差別をなくし、人権が尊重される、明るく住みよい社会を実現するため、この条例を制定する。

## (目的)

第一条 この条例は、人権尊重に関し、県及び県内で暮らし、又は事業を営むすべての者（以下「県民等」という。）の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題への取り組みを推進し、不当な差別のない、人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現を図ることを目的とする。

## (県の責務)

第二条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、人権が尊重される社会の実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 県は、人権施策を推進するに当たっては、国、市町及び関係団体と連携協力するものとする。

## (県民等の責務)

第三条 県民等は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない。

2 県民等は、県が実施する人権施策に協力するものとする。

## (県と市町との協働)

第四条 県は、市町に対し、県と協働して人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

## (基本方針)

第五条 知事は、人権施策の総合的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 人権尊重の基本理念

二 人権に関する意識の高揚に関すること。

三 同和問題、子ども、女性、障害者及び高齢者等の人権に関する問題について、各分野ごとの施策に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、次条第1項の三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

(三重県人権施策審議会の設置)

第六条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、三重県人権施策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第七条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 前二項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

4 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成九年十月一日から施行する。

附 則 (平成十二年七月十三日三重県条例第六十五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄)

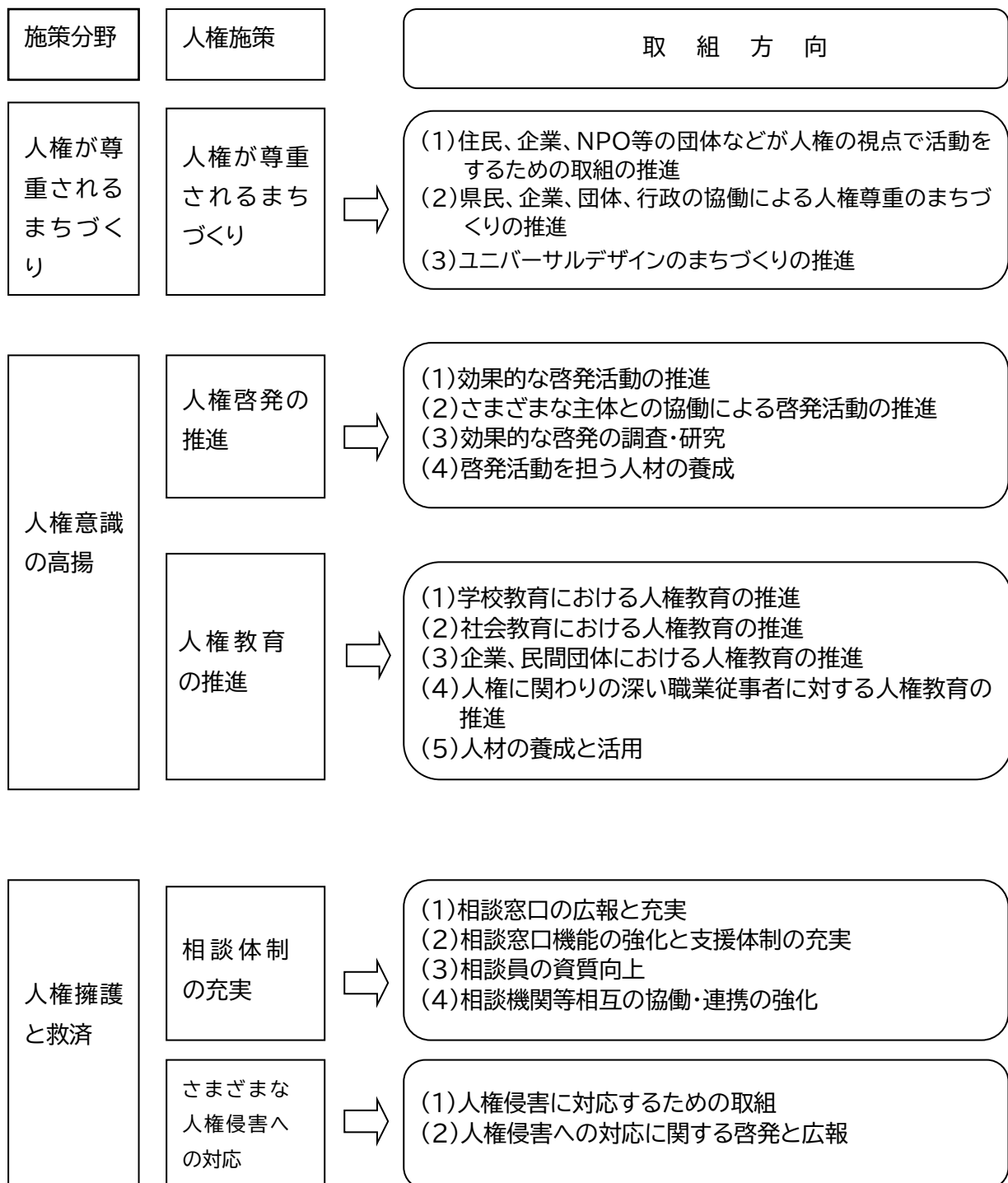
(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附 則 (平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号)

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

## 「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の施策体系



施策分野	人権施策	取組方向
人権課題のための施策	同和問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)同和問題の解決に向けた啓発活動の推進</li> <li>(2)同和問題の解決に向けた教育の推進</li> <li>(3)学力や進路保障等、自己実現の図れる社会環境づくり</li> <li>(4)同和問題の解決に向けた人権尊重のまちづくりの推進</li> <li>(5)同和問題の解決に向けた人権擁護の推進</li> </ul>
	子ども	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)子どもの権利に関する理解を深める取組や啓発</li> <li>(2)人権を尊重し、子どもの主体性を育む保育、教育の推進</li> <li>(3)子どもの権利擁護の推進</li> <li>(4)子どもの健やかな成長のための環境づくり</li> </ul>
	女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)女性の地位向上と政策・方針決定の場への参画促進</li> <li>(2)男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進</li> <li>(3)働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり</li> <li>(4)女性に対するあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成と暴力から女性の人権を守る環境づくり</li> </ul>
	障がい者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)障がいに対する理解を深める取組や啓発活動の推進</li> <li>(2)障がい者の社会参加、参画の環境づくり</li> <li>(3)障がい者の権利擁護の推進</li> <li>(4)地域生活への移行と地域生活への支援</li> <li>(5)インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進</li> </ul>
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)高齢者の社会参加・参画の促進と交流</li> <li>(2)高齢者福祉・介護サービスの充実に係る計画的な施設整備の推進</li> <li>(3)住み慣れた地域での生活を支えるための介護サービスや生活支援サービス等の充実</li> <li>(4)高齢者の人権に配慮した社会環境の整備</li> </ul>
	外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進</li> <li>(2)文化的背景が異なる住民と一緒に地域社会を築くための基盤となる安全で安心な生活の支援</li> <li>(3)外国人の権利擁護と社会参画の促進</li> </ul>
	患者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)患者本位の医療体制づくりの推進</li> <li>(2)病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進</li> <li>(3)医療・生活支援体制の充実</li> </ul>
	犯罪被害者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)犯罪被害者等の権利や利益の保護をはかるための総合的な施策の推進</li> <li>(2)犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進</li> <li>(3)犯罪被害者等に対する精神的なケアをはじめとする支援</li> </ul>
	インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり</li> <li>(2)インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進</li> </ul>
	さまざまな人権課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)さまざまな人権課題の現状と課題認識のための取組</li> <li>(2)さまざまな人権課題に対する理解を深めるための教育・啓発活動の推進</li> <li>(3)人権侵害に対応するための取組の推進</li> </ul>

## 人権相談分野別件数（平成 25 年度～令和元年度）

三重県人権センター集計分

（件数は人権センターで開設している人権相談窓口での受付件数です。）

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	合計	
1. 同和問題	16	4	45	9	4	9	13	100	
	1.9%	0.5%	5.0%	1.3%	0.6%	1.5%	2.3%	2.0%	
2. 子ども	16	19	19	25	16	11	12	118	
	1.9%	2.6%	2.1%	3.7%	2.5%	1.8%	2.1%	2.4%	
3. 女性	66	36	21	17	15	18	10	183	
	7.8%	4.9%	2.3%	2.5%	2.3%	2.9%	1.8%	3.7%	
4. 障がい者	22	21	27	23	16	26	25	160	
	2.6%	2.8%	3.0%	3.4%	2.5%	4.2%	4.4%	3.2%	
5. 高齢者	8	7	6	4	7	11	8	51	
	1.0%	0.9%	0.7%	0.6%	1.1%	1.8%	1.4%	1.0%	
6. 外国人	2	7	2	7	5	4	6	33	
	0.2%	0.9%	0.2%	1.0%	0.8%	0.6%	1.1%	0.7%	
7. 患者等	18	15	21	11	16	9	15	105	
	2.1%	2.0%	2.3%	1.6%	2.5%	1.5%	2.7%	2.1%	
8. 犯罪被害者等	0	3	0	1	0	0	1	5	
	0.0%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	
9. インターネット	3	3	9	5	2	3	5	30	
	0.4%	0.4%	1.0%	0.7%	0.3%	0.5%	0.9%	0.6%	
10. 様々な人権	157	82	87	64	113	109	107	719	
	18.7%	11.1%	9.7%	9.6%	17.4%	17.6%	19.0%	14.4%	
11. その他	533	541	661	501	456	420	360	3,472	
	63.4%	73.3%	73.6%	75.1%	70.2%	67.7%	64.1%	69.8%	
<b>総件数</b>		841	738	898	667	650	620	562	4,976
相談方法	電話	649	587	741	573	542	528	471	4,091
	面接	78	54	60	39	62	45	53	391
	法律相談※	77	61	72	50	42	43	37	382
	メール等	37	36	25	5	4	4	1	112

※ 弁護士による相談 毎月第3水曜日

## ■ 新型コロナウイルスにかかる人権相談件数

人権相談センター集計分

令和2年 3月	4月	5月	6月	計
1件	8件	12件	3件	24件

令和2年6月24日現在

## 人権相談ネットワーク構成機関

三重県内の公的な各相談機関（18 機関）と連携を図りながら、さまざまな人権相談に対応しています。

令和 2 年 4 月 1 日現在

相談機関名称	住 所
津地方法務局人権擁護課	津市丸之内 26-8
三重労働局雇用環境・均等室	津市島崎町 327-2（津第 2 地方合同庁舎）
県雇用経済部雇用対策課（労働相談）	津市栄町 1 丁目 891（勤福会館 1F）
県環境生活部 くらし・交通安全課 （消費生活、交通安全、性犯罪・性暴力被害）	津市栄町 1 丁目 954
県男女共同参画センター（フレンテみえ）	津市一身田上津部田 1234
公益財団法人三重県国際交流財団	津市羽所町 700（アスト津 3 F）
県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）	津市一身田大古曾字西浦 657
県児童相談センター	津市一身田大古曾 694-1
県立子ども心身発達医療センター	津市大里窪田町 340 番 5
県障害者相談支援センター	津市一身田大古曾 670-2
県こころの健康センター	津市桜橋 3 丁目 446-34
県子ども・福祉部障がい福祉課	津市広明町 13 番地
県教育委員会人権教育課 調査研修班	津市一身田大古曾 693-1
県教育委員会研修企画・支援課教育相談班 （県総合教育センター）	津市大谷町 12
県警察本部広聴広報課 警察安全相談室	津市栄町 1 丁目 100
公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター	津市栄町 1 丁目 891
公益財団法人暴力追放三重県民センター	津市栄町 3 丁目 222 ソシアビル 5 階
県人権センター	津市一身田大古曾 693-1

## 人権に関する組織体制

## 1 環境生活部

○ 人権課：7名

現在員数：6名（課長、人権監、人権班：4名）

会計年度任用職員：1名

○ 人権センター：21名

現在員数：11名（所長、啓発課：6名、相談課：4名）

会計年度任用職員：10名

（相談業務：3名、施設管理：2名、常設展示案内：1名、  
人権問題専門：1名、行政事務支援：3名）

## 2 人権監等会議構成委員

部 局 名	委 員
防災対策部	防災対策総務課長
戦略企画部	戦略企画総務課長
総務部	コンプライアンス・労使協働推進監
医療保健部	人権・危機管理監
子ども・福祉部	人権・危機管理監
環境生活部	人権課長
	人権監
	人権課課長補佐兼班長
	人権センター啓発課長
人権センター相談課長	
地域連携部	人権・危機管理監
農林水産部	人権・危機管理監
雇用経済部	人権・危機管理監
県土整備部	人権・危機管理監
教育委員会事務局	人権教育監
警察本部	警務部警務課長（必要に応じて招集）
地域防災総合事務所 及び地域活性化局	地域調整防災室長又は地域活性化防災室長（必要に 応じて招集）



## 4 「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」の制定に向けた検討について

### 1 経緯

本県においては、平成29年12月にダイバーシティみえ推進方針を策定し、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし、取組を進めており、多様な性的指向（※1）・性自認（※2）についても、県民を対象とした教育・啓発や、職員向けガイドラインの作成（平成31年2月）および研修、県内相談対応の充実にに向けた取組などを実施してきました。

一方、近年、都道府県では、性的指向・性自認に関する差別禁止または、理解増進を目的に、東京都（平成30年10月）と大阪府（令和元年10月）が、新たな条例を制定し、茨城県が、男女共同参画推進条例を改正（平成31年3月）しています。

こうした中、LGBTをはじめ性的指向・性自認が多様であることへの社会の理解が不足しているために偏見を持たれたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題がなくなるよう、多様な性のあり方が認められ、誰もが平等に尊重され、自分らしく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、本県における条例制定の必要性について検討を行ってきました。

（※1）性的指向・・・好きになる相手、性的対象は誰（同性、異性、両性）であるか

（※2）性自認・・・自分の性別をどう認識するか

### 2 条例制定の意義・効果

性的指向・性自認にかかわらず誰もが安心して暮らせるよう、県として進めてきたこれまでの取組を発展させていく上で、以下の3点から、条例を制定する意義や効果があると考えます。

#### ① 社会全体で理解を共有し、取組を進めることにつながる。

性的指向や性自認が多様であることに対する理解を広げ、多様性を認め合う社会としていくためには、社会全体で取り組むことが重要であり、条例は、社会全体で取り組む根拠を明確にするものです。

#### ② 社会全体で取り組む適時である。

令和2年6月1日（※3）には、改正労働施策総合推進法など関連法が施行され、職場における性的指向や性自認などの機微な個人情報のアウティング（暴露）はパワーハラメントにあたるというパワハラ防止対策強化や、性的指向・性自認に関するハラメントを含めたセクハラ防止対策強化が事業主として必要となり、働く場をはじめ社会全体で取り組む適時です。

（※3）パワハラ防止対策強化は、中小事業主については、令和4年4月1日から義務化（それまでは努力義務）。セクハラ等の防止対策強化は、事業所規模を問わず、令和2年6月1日施行。

③ 県が条例を制定することで、県全体の取組の推進につなげていく。

県内では、平成28年4月に伊賀市が全国で3番目にパートナーシップ宣誓制度を導入し、現在、いなべ市も導入を検討中であるなど、一部の自治体では、積極的な動きが見られます。一方で、昨年（令和元年）度に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」のもとに設置された「LGBT支援施策の連携検討会議」（座長：伊賀市、副座長：県、23市町参加）において、各自治体の取組状況を把握、共有する中で、特に取組がなされていない自治体もありました。県が条例を制定することで、県全体での取組の推進につなげていくものです。

当事者支援団体からは、条例があることによる安心感や、県が制定することによる他の自治体、企業、団体に行動が広がるきっかけになるという期待の声があります。

### 3 条例制定に向けた考え方

#### (1) 基本的な考え方

改正労働施策総合推進法の施行（令和2年）や国内でのオリンピック・パラリンピック開催（令和3年）を、県民の皆さんと多様性が尊重される社会のあり方を考える相応しい機会と捉え、年度内の制定をめざします。

ダイバーシティ社会の実現に向けて、性的指向・性自認についても社会の理解が広がり、偏見等が解消されるよう、多様な性的指向・性自認に関する県、県民、事業者の責務などを定める新たな条例を制定します。

改正労働施策総合推進法をふまえ、カミングアウトの強制禁止およびアウトティング禁止に関して条例へ明記（都道府県では初）する方向で検討します。

今年度策定する次期男女共同参画基本計画および実施計画にも、条例の趣旨を反映させていきます。

#### (2) 検討の進め方

条例検討にあたっては、当事者および有識者等で構成し、当事者等が抱える課題への対応や行政、県民、事業者の役割などについて専門的な見地から検討いただく「多様な性的指向・性自認に関する三重県条例（仮称）」検討会議（以下「有識者等条例検討会議」という。）を設置するとともに、社会の動向、地域の実情などについて各方面からも幅広くご意見をいただきます。

県議会に、随時、検討段階に応じた案をご提示し、ご議論をいただきながら進めます。

#### (3) 今後のスケジュール（案）

令和2年7～8月	各方面への意見聴取 有識者等条例検討会議（素案の作成）
10月	環境生活農林水産常任委員会（素案の説明）
10～11月	パブリックコメント 有識者等条例検討会議（最終案の作成）
12月	環境生活農林水産常任委員会（最終案の説明）
令和3年2月	定例会会議 議案提出
3月	環境生活農林水産常任委員会（議案の説明）
3月	公布

## 2 「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定について

### 1 「三重県感染症対策条例（仮称）」の制定について

本県にも甚大な社会的かつ経済的影響を及ぼし、県民にも極めて大きな不安と脅威を与えた新型コロナウイルス感染症への対策を教訓とし、第2波や第3波に備えることはもちろんのこと、本県における今後の感染症の発生およびまん延の防止の観点から、全県をあげた万全の対策を計画的かつ総合的に講じるため、全国に先駆けて本県独自の「三重県感染症対策条例（仮称）」を、専門家等の意見もふまえ、年内を目途に制定します。

本条例においては、自治体や医療関係者、県民などさまざまな主体の果たすべき役割を明らかにするとともに、差別や偏見の根絶、医療提供や検査実施の体制、情報提供のあり方、人材育成、財政支援、県民や事業者への必要な協力要請のあり方をはじめ、各種計画等の推進の拠り所となる事項について定めます。

#### <制定スケジュール>

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策協議会、三重県公衆衛生審議会感染症部会等において有識者の意見聴取(9月：中間案、11月：最終案)
- ・ 医療保健子ども福祉病院常任委員会での説明(10月：中間案、12月：最終案)
- ・ パブリックコメントの実施(10月)
- ・ 条例案の提出(11月)